

東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会について

1. 経緯

平成27年9月、関東・東北豪雨では、国管理である鬼怒川の堤防が破堤し甚大な被害が発生し、平成28年8月には、北海道や東北地方へ相次いで上陸した台風により、道や県が管理する河川が氾濫し甚大な被害が発生しました。これらを受け、平成29年5月に水防法等の一部が改正され、大規模氾濫減災協議会の創設が規定されました。

都では、水防法改正を受け、平成29年12月に「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」を設置し、減災のための目標を定めました。



平成29年12月 減災協議会開催状況

2. 達成すべき目標

東京都管理河川の氾濫に伴う水害に対し、確実・迅速な情報伝達及び避難勧告等の発令体制を構築することにより「人的被害をなくすこと」及び関係機関が積極的な連携のもと実施される水防活動により「物的被害を最小限度にとどめること」を目指す。

3. 対象河川(東京都管理河川)

- ・一級河川(隅田川、神田川等、90河川)
- ・二級河川(目黒川、呑川等、10河川)

4. 目標達成に向けて概ね5年で実施する主な取組(案)

- 情報伝達、避難計画等に関する事項
- 平時からの住民等への周知・教育訓練に関する事項
- 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

5. 主な構成員

区市町村長、東京都建設局長、気象庁東京管区气象台気象防災部長、国土交通省関東地方整備局(江戸川河川事務所長、荒川上流河川事務所長、荒川下流河川事務所長、京浜河川事務所長)、東京都建設局河川部長、その他関係機関

